

呉市市民意見公募手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策等の形成過程における市民の参画機会を拡充するとともに、行政運営の公正性・透明性の一層の向上を図り、市民協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

【考え方】

市民意見公募手続の目的は、公正で透明な市民に開かれた市政を目指すために、市の重要な政策等の策定に係る意思決定の前に情報の公表を行い、市民の皆様の多様な御意見を求めることで、より市民協働の視点に立った政策等を立案・決定するものです。

従来、本市では重要な政策等を展開する際には、この制度に類似した手続により市民に対し意見の公募を実施するよう努めてきましたが、それは各担当部署の判断に委ねたものでした。そのため、意見公募の手続を制度化することにより、その方法等について統一的なルールを定め、市民がより積極的に政策等の形成過程に参加できる機会を拡充することとしました。

(意見公募の趣旨)

第2条 この要綱に基づき市民の意見を公募する趣旨は、市の公表する政策等に係る案に対しての市民の賛否を問うものではなく、当該案に対する意見等を市民に対して広く求め、当該意見を市の意思決定の参考にすることとする。

【考え方】

市民意見公募手続は、住民投票のように政策等の案の賛否を問うものではありません。提出された意見等を、市の政策等の形成過程において参考とするために実施するものです。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見公募手続 市の重要な政策等を「形成」し、又は「決定」する過程において、その政策等の案の趣旨、目的、内容等を公表し、市民から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市の意思決定の参考にするとともに、提出された意見等の概要や、それに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

- (2) 政策等 市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる市の政策，条例等のうち，次条各号に掲げるものをいう。
- (3) 実施機関 市長，公営企業管理者，消防長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【考え方】

- 1 幅広い多様な意見等を募るため，意見等を提出することができるものについては，特に制限を設けないこととします。
- 2 呉市情報公開条例においては，議会を実施機関に含めていますが，議会は議決機関であり，かつ，高度に自律した機関であるため，市民意見公募手続の実施機関には含めないこととします。

(対象)

- 第4条 実施機関は，次に掲げる政策等の策定，制定又は改廃（以下「策定等」という。）を行う場合においては，市民意見公募手続を行うこととする。
- (1) 市の基本的な政策に関する計画
 - (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
 - (3) 市民に義務を課し，又は権利を制限することを内容とする条例
 - (4) 前3号に掲げるもののほか，実施機関が必要があると認める政策等

【考え方】

対象事項は，基本的に市民生活や事業活動に直接，かつ，大きな影響を与えるもので，市内全域又は全市民を対象とするものとします。市の行政組織における事務分掌に関するもの等，行政内部にのみ適用されるものは，対象外とします。

- 1 「市の基本的な政策に関する計画」については，将来の市の政策の基本事項を定める計画をいい，その名称については，特に問いません。
具体的な例として，市には，「呉市長期総合計画」，「呉市市民協働推進基本計画」，「呉市次世代育成支援行動計画」，「くれ男女共同参画基本計画」，「呉市農業振興ビジョン」，「呉市景観計画」等の計画がありますが，これらを新しく策定し，又は改定しようとする場合は，対象となります。
- 2 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」については，市政全般や個別の行政分野における基本理念等の市の進むべき方向性を定めるものをいいます。
具体的な例として，市には，「呉市情報公開条例」，「呉市環境基本条例」，「呉市犯罪防止による安全なまちづくり推進条例」，「呉市市民協働推進条

例」等の市政を推進する上での共通の制度がありますが、これらの条例等を新しく制定し、又は改廃しようとする場合は、対象となります。

- 3 「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」については、広く市民に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項（注）の規定に基づいた条例を指します。

具体的な例として、市には、「呉市ポイ捨て等防止に関する条例」等の条例がありますが、これらの条例等を新しく制定し、又は改廃しようとする場合は、対象となります。

- 4 「前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認める政策等」については、広く市民に適用される要綱等が当てはまり、特定の者等に対する個別的、具体的な処分は、対象となりません。

（注）地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（対象の適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条の規定は、適用しない。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 政策等の策定等に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 政策等の策定等に当たり、附属機関又はこれに類するものにおける意見聴取の手續が法令により定められている場合
- (4) 附属機関又はこれに類するものからの答申、報告及び意見等に基づくものである場合

【考え方】

- 1 「緊急を要するもの」とは、市民意見公募手續の実施に伴う所要期間の経過等により、政策等の効果が損なわれる等の理由で、市民意見公募手續を経る余裕がない場合をいいます。具体的には、災害等緊急に対応する必要がある場合に限られます。ただし、その事由が消滅した後又は政策等の実施後に市民の意見を聴くよう努め、当該政策等の将来的な見直しの参考とします。

また、「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものや、上位の政策等の変更に伴い一部の表現を変更する場合をいいます。主に条例の一部改正がその対象となりますが、その場合でも、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められるものについては、市民意見公募手續を

適用することとします。

- 2 「実施機関の裁量の余地がないと認められる場合」とは、上位法令や国、県の政策等にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。

具体的な例として、「呉市住居表示に関する条例」のように、国又は県が全国的な統一基準を設け、それに対する自治体の裁量の余地がない（少ない）ものを想定しています。

- 3 「意見聴取の手続が法令により定められている場合」とは、法令等の規定により公聴会の開催等の実施が義務付けられている場合をいいます。ただし、提出された意見等に対する「応答義務（説明責任）＝実施機関の考え方を示す義務」という点において、市民意見公募手続を実施した場合と同様の効果が期待できるよう努めなければなりません。

例えば、都市計画の決定については、都市計画法により都市計画案の作成時に公聴会等を開催すること、また、都市計画案を2週間縦覧し、その案に対し住民から提出された意見書を基に都市計画審議会で審議することが規定されています。

なお、法令等の規定に基づくことなく、実施機関の裁量で公聴会を実施する場合は、法令等の規定による開催ではないため、市民意見公募手続を実施する必要があります。

- 4 「答申、報告及び意見等に基づき政策等を策定する場合」とは、附属機関等からの答申、報告等に基づき政策等を策定する場合のほか、附属機関等の委員から出された意見等に基づき政策等を策定する場合などをいいます。

市民意見公募手続の適用除外であっても、実施機関がその実施を望ましいと判断した場合、上記規定は、これを妨げるものではありません。

（案の公表）

第6条 実施機関は、政策等の策定等を行おうとするときは、当該策定等の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、政策等の案を公表する前に、市民意見公募手続の実施について次に掲げる事項を公表する。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) 政策等の案の入手方法

- 3 実施機関は、第1項の規定による公表をする際は、併せて次に掲げる参考資

料も公表する。この場合において、実施機関は、当該政策等の案に対する市民の理解が容易となるよう、当該参考資料の作成に留意しなければならない。

- (1) 政策等の案の趣旨，目的及び策定に至った背景等
- (2) 政策等の案の作成時に整理した実施機関の考え方又は論点となる事項
- (3) その他政策等の案を理解するために必要な参考資料

4 前3項の規定による公表については、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、呉市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

【考え方】

- 1 「政策等の策定を行おうとするとき」とは、政策等の素案がまとまり、実施機関が意思決定する前の時点をいいます。条例案等、議会の議決を要するものは、議会提案前に公表することとします。
- 2 多様な意見を提出していただくため、政策等の案の公表方法及び意見等の提出方法等について、市政だよりや呉市のホームページ等を通じて公表することとします。
- 3 政策等の案に添える参考資料は、市民が政策等の案を十分理解することができることを目的としているため、そのような視点に基づいたものを用意することとします。
- 4 政策等の案の公表は、実施機関が指定する場所や呉市のホームページ等で行い、広く市民がその案を入手することができるよう努めます。「実施機関が指定する場所」とは、担当部署、市民センター等の窓口をいいます。市政だよりは、紙面のスペースの都合上、政策等の案等のすべてを掲載することは困難であるため、第2項の「公表」にのみ利用することとします。

(意見等の提出)

第7条 意見等の提出期間は、政策等の案を公表した日から原則として30日以上とする。

2 意見等を提出しようとする市民は、原則として意見書に政策等の案件名、住所又は所在、氏名又は名称及び電話番号を明記の上、次の方法により提出するものとする。

- (1) 郵便による送達
- (2) ファクシミリ装置による送信
- (3) 電子メールによる送信
- (4) 実施機関への持参
- (5) その他実施機関が認める方法

【考え方】

- 1 意見等の提出期間は、あまり長期間とすると政策等の策定に迅速性を欠くことが予想されるため、原則として30日間以上とし、政策等の案の公表時に併せて明示することとします。この場合、市政だよりの配布期間がおおむね各月の10日から20日となっていることから、実質の意見提出期間は、20日から30日間以上を確保することとします。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りではなく、その理由を明らかにすることで標準期間を下回る期間を定めることができます。
- 2 提出方法及び提出先に関しては、実施機関が意見等の募集の際に併せて明示することとします。ただし、意見提出者が高齢や障害等の理由により実施機関が定める方法での意見提出が困難である場合には、他の方法による提出を認めます。その際、意見提出者は、事前に実施機関へ問い合わせることにしてください。しかしながら、証拠の残らない電話や口頭による意見提出は受け付けないこととします。

また、提出意見は日本語を前提とし、外国語で提出する場合は、日本語訳の添付を求めるものとします。

意見等の提出に当たっては、不明な点等の確認が必要な場合や、市民にも主体性と責任をもって市政に参画することを求める意味から、意見等を提出するものには、意見書に案件名のほか、住所又は所在、氏名又は名称及び電話番号の明記を求めることを原則とします。ただし、氏名等の明記がない意見書についても、氏名等のある意見書と同様に受け付けるものとします。

なお、実施機関は、希望する者に対して、意見等の受領のお知らせを行うものとします。

(意見等の取扱い)

- 第8条 実施機関は、提出された意見等を十分考慮し、政策等の案の意思決定を行う。
- 2 実施機関は、提出された意見等を集約し、次に掲げる事項を速やかに公表することとする。
 - (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見等に対する市の考え方
 - (3) 政策等の案の修正を行った場合における当該修正の内容
 - 3 第6条第4項の規定は、前項の規定による公表について準用する。
 - 4 実施機関は、提出された意見等を公表することにより第三者の利益を害するおそれがある場合には、その意見等の全部又は一部を公表しないこととする。

【考え方】

- 1 「提出された意見等を十分考慮し，政策等の案の意思決定を行う」とは，提出された意見を必ず反映させることを意味するのではなく，あくまでも政策等の案を策定するための材料の一つとして扱うことをいいます。
- 2 市民意見公募手続の結果の公表について，実施機関は政策等の決定後，速やかに公表を行うものとします。
また，実施機関は提出された意見等に対し，個別に回答するのではなく，一括して回答することとします。
 - (1) 提出された意見等は要約した上で公表することができるとともに，類似のものがあつた場合，事務の効率性を保つため，これらを集約する等整理した後で扱うことができるものとします。
 - (2) 市民意見公募手続は，住民投票のように政策等の案の賛否を問うものではありません。したがって，単に賛否の結論のみを示した意見等に対しては，実施機関の考え方を示さないものとします。
また，実施機関は意見等に対し考え方を示す際，それが市民にとって分かりやすいものとなるようにすることとします。
- 3 市民意見公募手続の結果の公表方法については，第6条第4項と同様に，担当部署や市民センター等の窓口での閲覧及び配布，呉市のホームページへの掲載等によることとします。
- 4 提出された意見等については，原則としてすべて公表しますが，案と関係のない意見や，第三者をひぼう中傷するもの等は，公表しません。また，意見書に記載された市民の個人情報についても公表しないこととします。

(実施状況の公表)

- | |
|---|
| <p>第9条 市長は，市民意見公募手続を実施している政策等の案件について，その一覧を作成し，呉市のホームページへの掲載により公表するものとする。</p> <p>2 前項に規定する案件の一覧には，案件名，案の公表日，意見等の募集期間，案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。</p> |
|---|

【考え方】

市民が，いつ，どのような案件が市民意見公募手続の対象となっているかということ容易に把握できるように，市民意見公募手続を実施している案件についての実施状況を一覧にして公表します。

また、今後、市民意見公募手続の実施が予定されている案件についても、可能な限り予告の掲載を行い、市民の意見提出が積極的に行われるよう努めるものとします。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民意見公募手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。
--

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、この要綱の実施の日以後に実施機関が策定しようとする政策等について適用する。ただし、この要綱の実施の際現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。